

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則を別記のとおり制定したので、定款第32条第1項の規定により理事会の議決を求める。

平成29年4月18日提出

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事長 奥田利男

理由

評議員及び役員等の報酬等の支給基準を規定する必要があるため。